

●香川県告示第554号

平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金及び支払命令金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、平成22年1月1日から施行し、改正後の規定は、同月分以後に係る費用徴収について適用する。

平成21年12月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

改正後	改正前
<p>別表第2（2の(1)関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、<u>同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。</u>）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p>	<p>別表第2（2の(1)関係）</p> <p style="text-align: center;">費用徴収基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規定は適用しないものとする。</u>）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>(1) <u>知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部（以下「知的障害児施設等」という。）における措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額を算定する場合 地方税法第314条の7並びに同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項</u></p> <p>(2) <u>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム、里親、母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）における措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額を算定する場合 地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項</u></p>

2 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（寄附金に限る。）及び第3号（寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条

3～10 略

2 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規定は適用しないものとする。

(1) 知的障害児施設等における措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額を算定する場合 次に掲げる規定

ア 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

イ 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項

ウ 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条

(2) 児童養護施設等における措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額を算定する場合 次に掲げる規定

ア 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（寄附金に限る。）及び第3号（寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで

イ 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項

ウ 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条

3～10 略